

# 山口県報

平成30年  
3月27日  
(火曜日)

平成三十年三月二十七日

山口県監査委員

木村正彦光

木村正彦光

木村正彦光

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第四項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成三十年三月二十七日

山口県監査委員

木村正彦光

木村正彦光

木村正彦光

木村正彦光

## 監査公表第三号

○監査公表  
(四件).....



## 監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第四項の規定による監査に

ついて、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したの

で、これを公表します。

平成三十年三月二十七日

山口県監査委員

木村正彦光

木村正彦光

木村正彦光

木村正彦光

## 監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第三項の規定による監査について、同条第五項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、これを公表します。

平成三十年三月二十七日

山口県監査委員

木村正彦光

木村正彦光

木村正彦光

## 監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第七項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成三十一年三月二十七日発行

発行所

山口県知事